

※8月25日時点の情報で作成しています。最新の情報は市ホームページなどでご確認ください。

12歳以上の人は予約できます【新型コロナワクチン関連情報】



市ホームページ

問 健康づくり課 健康係(Tel64-1515)

【副反応など医学的な知見が必要となる専門的な相談】
 「福岡県新型コロナウイルスワクチン専用ダイヤル」
 電話 0570・072・972 (通話料がかかります)
 ※24時間受け付け
 【ワクチンの有効性や安全性に関する問い合わせ】
 「厚生労働省新型コロナウイルスコールセンター」
 電話 0120・761・770
 受付時間 午前9時～午後9時
 土曜・日曜・祝日も対応



【12歳以上で接種券をお持ちの人はどなたでも予約できます】
 新型コロナウイルスワクチン接種は、発症を予防し、重症者や死亡者の発生を減らすことが目的です。
 市内の医療機関、集団接種会場で使用しているファイザー社のワクチンは、1回目の接種から3週間後に2回目を接種することが標準です。接種を希望する人はご予約ください。

■ 予約方法
 ▼ 電話
 みやま市新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター
 電話 0120・092・380 (通話料無料)
 受付時間 午前9時～午後5時
 土曜・日曜・祝日も対応

▼ パソコン・スマートフォン
 みやま市予約専用サイト
<https://v-yoyaku.jp/402290-miyama>



高齢者肺炎球菌予防接種



市ホームページ

問 健康づくり課 健康係(Tel64-1515)

市では、高齢者の肺炎球菌による肺炎の発症や重症化を予防するため、23価肺炎球菌ワクチン接種料金の一部を助成します。
 65歳以上の対象者には8月下旬に「高齢者用肺炎球菌ワクチン予防接種予診票」を送付しています。
 ※初めて23価肺炎球菌ワクチンを接種する人が助成の対象となります。過去に受けたことがある人(公費・自費問わず)は全額自己負担となります。

■ 対象者
 市内に住民票があり、次の①、②のいずれかに該当する人
 ① 令和3年度対象年齢者
 ▼65歳(昭和31年4月2日～昭和32年4月1日生)
 ▼70歳(昭和26年4月2日～昭和27年4月1日生)
 ▼75歳(昭和21年4月2日～昭和22年4月1日生)
 ▼80歳(昭和16年4月2日～昭和17年4月1日生)
 ▼85歳(昭和11年4月2日～昭和12年4月1日生)
 ▼90歳(昭和6年4月2日～昭和7年4月1日生)
 ▼95歳(大正15年4月2日～昭和2年4月1日生)
 ▼100歳(大正10年4月2日～大正11年4月1日生)
 ② 60歳以上65歳未満で、心臓、腎臓、呼吸機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障がいがある人(身体障害者手帳1級程度)
 ※②の対象者には予診票を郵送しておりません。接種希望の人は、問い合わせください。

■ 接種期間
 令和4年3月31日まで

■ 接種費用
 3千円

※生活保護を受給している人や市民税非課税世帯の人は事前に必要書類を医療機関へ提出すると無料になります。

■ 接種方法
 接種医療機関に事前に予約し、予診票、健康保険証などを持参してください。

重度障がい者医療費助成制度



市ホームページ 問 健康づくり課 医療係(Tel64-1527)

65歳以上75歳未満で一定の障がいがある人は、申請をして福岡県後期高齢者医療広域連合から認定を受けた場合、後期高齢者医療制度に加入することができます。後期高齢者医療制度に加入した場合、医療機関における自己負担割合が1割、現役並みの所得がある人は3割となります。

■ 一定の障がいとは
 ① 障害基礎年金の1級または2級の人
 ② 労働者災害補償保険法などによる障害(補償)年金などの受給が1級から4級の人
 ③ 身体障害者手帳の1級から3級および4級の一部の障がい該当する人
 ④ 精神障害者保健福祉手帳の1級または2級の人
 ⑤ 療育手帳のAに該当する人
 ※後期高齢者医療制度に加入すると、それまで加入していた健康保険の被保険者でなくなり、後期高齢者医療保険料の納付が必要となります。

健康保険に加入している次の対象者に下記の自己負担金を除く医療費を助成する制度です。

■ 対象者
 3歳以上で次のいずれかの障がい要件に該当する人
 ※65歳以上は後期高齢者医療の被保険者が対象。
 ※所得制限があります。

- ① 身体障害者手帳(1・2級)
- ② 精神障害者保健福祉手帳1級
- ③ 療育手帳A(知能指数35以下の人)
- ④ 身体障害者手帳3級かつ療育手帳B1

新しい医療証を郵送します
 現在の重度障がい者医療証の有効期限は、9月30日です。10月1日から使用できる新しい医療証は、9月中旬に自宅または指定の送付先へ、緑色の封筒で郵送します。所得超過などにより交付できない場合は通知書を送付します。

■ 自己負担金

年齢	3歳～中学3年生	高校1年生～65歳未満	65歳以上 (後期高齢者医療制度加入者のみ)
外来	500円/月	500円/月	無料
入院	500円/日 (月7日限度)	500円/日 (月20日限度)	500円/日 (月20日限度)

※保険薬局での負担はありません。
 ※自己負担限度額は、医療機関ごとです。
 ※「限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちの人は、入院の自己負担限度額が異なる場合があります。
 ※表中の「中・高校生」は「相当年齢の人」と読み替えてください。

みやま市で住宅ローンがお得に

問 企画振興課 地方創生係(Tel64-1550)

子育て世帯の負担を軽減し、移住・定住を促進するため、市内で新築の住宅を取得する場合、固定金利の住宅ローン「フラット35」をお得に利用できる「フラット35地域連携型」が利用できるようになりました。

※「フラット35」とは
 住宅金融支援機構と提携した金融機関が提供する、最長35年間金利が変わらない固定金利の住宅ローンです。フラット35地域連携型では、当初5年間の金利が0.25%引き下がります。

■ 対象
 「みやま市子育て世帯マイホーム取得支援補助金」の要件を満たしているまたは満たす予定であること。(中学生以下の子どもがいることなど)

※利用するには市から「フラット35地域連携型」利用対象証明書の交付を受け、ローン契約前に取り扱い金融機関に対して証明書の提出が必要です。詳細は、住宅金融支援機構のホームページ(www.flat35.com)を確認ください。



住宅金融公庫
ホームページ



市ホームページ

みやま市総合市民センター(仮称)の愛称応募用紙

(ふりがな) 愛称名	
その愛称 とした理由	

みやま市教育委員会
 教育総務課 施設係
 Tel 32-9027 (直通)